

第2回堺市 PFI 事業検討委員会（堺市立学校給食センター整備運営事業）
議事要旨

1 開催日時及び場所

令和3年9月13日（月）

※書面開催。令和3年9月24日（金）までに委員からの質問及び意見を集約する。

2 出席者

（堺市 PFI 事業検討委員会）

北詰委員長、石田委員、勢戸委員、橋元委員、吉原委員

（事務局）

中学校給食準備室

3 配付資料

- ・資料1 第1回堺市 PFI 事業検討委員会（堺市立学校給食センター整備運営事業）の会議録
- ・資料2 第1回堺市 PFI 事業検討委員会（堺市立学校給食センター整備運営事業）における各委員からの質問及び意見に対する回答
- ・資料3 堺市中学校給食改革実施計画（案）
- ・資料4 スケジュール
- ・資料5 前回提示した各事業の実施方針（案）との新旧対照表
- ・資料6 （仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業実施方針（案）の修正版
- ・資料7 （仮称）堺市立第2学校給食センター整備運営事業実施方針（案）の修正版
- ・資料8 各事業の要求水準書（案）の概要

4 審議案件

- (1) 第1回堺市 PFI 事業検討委員会（堺市立学校給食センター整備運営事業）の報告について
- (2) スケジュールの修正について
- (3) 各事業の実施方針（案）の修正について
- (4) 各事業の要求水準書（案）について

5 審議内容

- (1) 第1回堺市 PFI 事業検討委員会（堺市立学校給食センター整備運営事業）の報告について
 - ・事務局から、前回会議の内容を示し、前回会議にて集約した各委員からの質問及び意見に対する回答を示した。
 - 個別の参加資格要件について、実績条件を設定する理由は何か。
⇒履行能力のない企業が入札参加することによる債務不履行のリスクを回避することや、企業がこれまで培ってきたノウハウを最大限に発揮した新たな提案が期待できることなどから、実績の条件を設定しているが、内容については、改めて精査する。〔事務局回答〕

- 運営業務を行う者の個別の参加資格要件について、他市事例と比較して条件設定はどれくらいのレベルなのか。
⇒内容については、改めて精査する。〔事務局回答〕
- 本件事業を2つのPFI事業に分けて実施する理由は何か。
⇒企業の参加意欲を高めることや、異なる事業者が選定された場合に、食中毒等のリスク分散を図ることができることなどから、2つの入札案件としている。〔事務局回答〕

(2) スケジュールの修正について

- ・事務局から、堺市が策定した「堺市中学校給食改革実施計画（案）」を示し、給食実施までのスケジュール変更点を示した。

(3) 各事業の実施方針（案）の修正について

- ・事務局から、スケジュールの変更に伴う各事業の実施方針（案）の修正点を示した。
- ・各委員から、各事業の実施方針（案）に対する質問及び意見があった。主な質問等は次のとおり。
 - 運営業務に対する参加資格要件について、過去に食中毒を起こした業者でも入札可能か。
 - 第1学校給食センターと第2学校給食センターの開始時期が異なることについて、生徒、保護者、教員は混乱しないか。
 - 本件事業を2つのPFI事業にて実施することにより、より多くの企業から提案を受けることになり、より優れた提案を採択することは、結果的に「食中毒の予防や異物混入予防」など事故の低減につながると考えられる。

(4) 各事業の要求水準書（案）について

- ・事務局から、各事業の要求水準書（案）の概要を示した。
- ・各委員から、各事業の要求水準書（案）に対する質問及び意見があった。主な質問等は次のとおり。
 - 給食センターは、南海トラフを想定した耐震性のあるものか。また、早期の復旧についてディザスタ・リカバリの運用を行う予定か。
 - 第1学校給食センターで行う「給食物資調達・配送業務」について、配送トラックのルートは事前に決めるのか。学校到着までに物資が劣化しないような対策はしているのか。
 - 食物アレルギーの配慮を要する生徒に対する個別対応の方法はどのように行うのか。
 - BCP(事業継続計画)に関する内容を要求水準書に記載するのか。
 - 調理従事者が学校給食に対する安全意識を持ち続けるような仕組みを要求水準書に記載してはどうか。
 - 給食センターの建設に当たり、外観や環境面で地域へ配慮することはあるのか。
 - 事業終了後、引継ぎがスムーズにいくよう、補修履歴などを残すような仕様にしてはどうか。
 - 安全な給食作りのために品質管理規定を設けることはもちろんだが、給食作りに携わる職員が高い意識をもつことが一番重要と思われる。そのため、職員全員が毎日、自分自

身の仕事は、中学生の健康、健全な育成に直接つながるということを認識するとともに、監督責任者は、職員が使命をもって仕事を進められる環境を整備する責務があると思う。

- 一般エリアにおいて、来訪者と調理従事者の動線を分けることが必要である。
- 洗浄室で従事した調理従事者が、調理室など他の非汚染区域を通りぬけるような動線にしないようにする必要がある。
- 朝の混雑する時間帯に、配送トラックが原因で渋滞を引き起こす可能性があるのであれば、給食センターの敷地出入口に対策が必要である。

6 審議結果

- ・各委員から実施方針（案）と要求水準書（案）に対する質問及び意見の提示があった。

以 上